一

一一八

特調庶發第三八四號
昭和二十三年四月六日

特別調査課
總裁 重田忠保

内閣官房長官 殿

連合軍關係設營業務主務部長會議報告の件

連合軍關係設營業務一般について三月二十九日全都道府縣の主務部長會議を開催したので右報告書別添の通り送付する

裏面白紙

国立公文書館
National Archives of Japan

昭和二十三年三月二十九日特別調査方法

連合軍関係設営業務部長会議報告

国立公文書館
National Archives of Japan

連合軍關係設營業務主務部長會議要領

日時　三月二十九日（月曜）　自午前十時至午後五時三十分

場所　警視廳五階大會議室

出席者

大藏省側　管理局長、財務第一、第二課長
外關係官

建設院側　特建局長、監督部長
監督第一、第二、第三、第四課長
外關係官

特別調達廳側　本廳、部長以上全部、企畫課長、人事課長、庶務課長
外關係官及係員
支局、各支局長

都道府縣廳側　全都道府縣（航空保安部を含む）連合軍關係設營業務主務部長
氏名別紙の通り（人數は概數）

會議次第　別紙の通り

国立公文書館
National Archives of Japan

連合軍關係設營業務主務部長會議次第

三月二十九日（月曜）

一、開　會　午前十時

二、挨　拶　自十時　至十時二十分　特別調達廳總裁

三、挨　拶　自十時二十分至十一時　大藏省管理局長

特別調達廳本廳他說明

四、調整局關係　自十一時　至十一時三十分　設營局長又は次長

五、庶務部關係　自十一時三十分至十二時　庶務部長

六、晝　食　自十二時　至午後一時

七、經理局關係　自一時　至一時三十分　經理局長

八、契約局關係　自一時三十分至二時　契約局長又は次長

九、技術局關係　自二時　至二時三十分　技術局長又は次長

一〇、促進局關係　自二時三十分至三時　促進局長又は次長

一一、事業局關係　自三時　至三時三十分　事業局長又は次長

一二、休　憩　（十分）

一三、質疑應答　自三時四十分至五時二十分

一四、閉會挨拶　自五時二十分至五時三十分　特別調達廳副總裁

出席者氏名

大藏省側

管理局長　小沼弘毅

財務第一課長　小林英二

財務第二課長　小[illegible]三名章

其の他關係官

建設院側

特建局長　八島三郎

監督部長　大村巳代治

監督第一課長代理　[illegible]田隊男

監督第二課長　[illegible]都完也

監督第三課長　波[illegible]六名

監督第四課長

其の他關係官

特別調達廳側

本廳

總裁　重田忠保

副總裁　中村豐一

監事　三浦義男

庶務部長　瀧野好曉

庶務課長　重野吉雄

人事課長　小野裕

調整局長　小澤成一

次長　石破二郎

企畫課長　小[illegible]武夫

經理局長　加藤八郎

契約局長　伊藤清

次長（工事部長）　吉田安三郎

需品部長　小松宗六

役務部長　長西伊八

不動産部長　花形弘三郎
技術局長　堀井啓治
次　長　畔柳健太郎
設計部長　市浦健
企画部長　保岡豊
促進局長　福井均
次　長　小澤久太郎
工事役務促進部長　阿部知義
生産促進部長　安田清
一般促進部長　山内繁
事業局長　根道廣吉
次　長（経営部長）　矢口麓藏
労務部長　中村文彦
其他關係官又は係員　二十四名

支　局

札幌支局長　町田利臣
仙台支局長　木村榮二郎
横濱支局長　廣瀬眞光
名古屋支局長　山内隆一
京都支局長　三浦文夫
大阪支局長（代理）
呉　支局長　井澤實
福岡支局長　永岩生

都道府縣廳側

北海道方面
北海道　岩手縣
東　北方面
宮城縣　青森縣
秋田縣　山形縣
福島縣

關東信越方面

東京都　千葉縣　埼玉縣
茨城縣　栃木縣　群馬縣
山梨縣　長野縣　新潟縣
神奈川縣

東海北陸方面

愛知縣　岐阜縣　三重縣
靜岡縣　石川縣　富山縣

京都方面

京都府　滋賀縣　福井縣
大阪方面
大阪府　兵庫縣　奈良縣
和歌山縣

中國四國方面

廣島縣　岡山縣　山口縣
鳥取縣　島根縣　徳島縣
香川縣　愛媛縣　高知縣

九州方面

福岡縣　佐賀縣　長崎縣
熊本縣　大分縣　宮崎縣
鹿兒島縣

国立公文書館
National Archives of Japan

都道府縣	出席者氏名
3 航空施設課長 保安部市川技官	管理課長代理 本事務官 庶務課長代理 持田事務官
6 北海道 土木部長代理 小川二	特建所長 小崎弘郎 道路課 佐藤勇一郎 〃 清水四郎
建築課技師 高岡信	土木現業所技師 五井遠雄
6 青森縣 特建局次長 土木課長 佐藤繁次	特建局總務課長 久保秋貞一 〃 技師 小川恒治
主事 佐藤光信	三澤特建事務長 小井喜久雄 渉外課 奥崎敬一
3 岩手縣 渉外課課長 畠秀四郎	〃 主事 中村富治 〃 囑託 佐賀六郎
3 宮城縣 特建本部長 照井隆三郎	〃 次長 南敏弘 〃 鑑査係長 齋藤省三 特別管理課 八島公雄
特別管理課 鹽田清之助	渉外事務局長 立花繁男 渉外第一課 小野寺亘吉野誠
2 秋田縣 渉外事務官主幹 笹浦秀一	〃 主事 高山隆德
6 山形縣 土木部長 近藤鍵武	特建主事 小關彰 〃 技師 佐藤隆一 渉外課主事 田和政藏

特別調達廳

渉外課主事 武田正義	〃 遠藤晴男
2 福島縣 土木部長代理 田中慶作	〃 主事 増田五郎
1 東京都 成増建設事業所長 長谷川丈	
3 千葉縣 渉外課長 高澤勇	〃 主事 藤崎龍男
5 埼玉縣 渉外課長 秋元憲藏	道路課長 羽田敬 〃 技師 石川
囑託 武村武忠	建築課長 宇野俊一 建築主事 常見正喜
2 茨城縣 建築課 小山内重吉	〃 桑名一郎
6 栃木縣 土木課長 光藤康明	渉外課長 渡邊一男 建築課長 豐田虎雄 主事 相馬正治
技師 飯田信裕	主事 赤羽松雄
2 群馬縣 總務部特建課長 島信雄	建築課主事 新井正榮

国立公文書館
National Archives of Japan

4 山梨縣 涉外課主事 福島昇 〃 津金正衛 囑託 永友幸泰 〃 皆川莊一

4 長野縣 涉外課主務吏員 大野孝一 〃 澤村友次郎 技術吏員 中澤勝之助 〃 天野清信

3 新潟縣 涉外課主事 松田英一 〃 田卷義一 技師 林邊忠孝

3 神奈川縣 涉外事務局涉外課長 西田喜七 役勞課長 平野忠雄 監理課長 森久保虎吉

4 富山縣 建築課長 神田治 技師 尾久正春 涉外課長 石里甚太郎 囑託 內山規芳

6 石川縣 涉外課長 江川昇 〃 福田多喜二 技師 櫻林馨 道路課長 竹島清一

建築課長 櫻井喜文 〃 橋田茂松

6 岐阜縣 涉外課長 小川功 主事 淺野孝 特建課長 吉井四郎 〃 山田良郎

特建技師 林童

4 靜岡縣 建築課長 香坂弘美 〃 杉山久吉 〃 技師 關四郎 涉外局吏員 小田重臣

2 愛知縣 涉外課長 山田昭 特別設營課長 尾鍋邦彥

特別調達廳

6 三重縣 住宅課長 小林義之 涉外課長 辻本柳郎 會計課長 坂順融

會計課 島地修 〃 鈴木武雄 〃 村田眞滿

2 福井縣 涉外課長 川村鈴次 主事 雨藤甚之助

4 京都府 特建課長 淺利技師 夫 囑託 八田實 涉外課長代理 岡本義夫 〃 大杉春三

3 滋賀縣 特建課長 西村剛 〃 森主事 田博 〃 武村英夫

2 大阪府 特建課長 小山技師 勝 〃 島主事 田儀

3 兵庫縣 涉外事務局庶務課長 那波義夫 〃 福島建設課 利夫 〃 佐伯管理課技術係長 英夫

3 奈良縣 特建課長 田普明 涉外課主事 吉田菅二 特建課主事 內田義夫

2 和歌山縣 涉外課長 宮井龍 技師 福田武德

2 鳥取縣 建築課長 北村伊三郎 技師 宮脇和正

3 島根縣　建築課長　近藤武男　主事　佐藤富雄　小鴨運夫

5 岡山縣　土木建築課長　藤一夫　建設技師　山田啓裕　〃　水田一夫　主事　浦上健吉　總務部涉外管理課主事　伊丹義胤

4 廣島縣　營繕課長　古林義敦　〃　河口照夫　〃　松田一人　技師　赤木幸男

2 山口縣　涉外課長　岡村好育　技師　椋梨嘉春

4 德島縣　涉外課長　喜藤一郎　建設課技師　郡眞一　〃　大泉恒夫　主事　濱田涉外課主事

4 香川縣　涉外課　村山清　〃　泉川廣治　〃　內海美三　〃　福家唯夫

4 愛媛縣　涉外課主事　大野武之助　會計課主事　井手義明　建築課主事　喜守虎夫　〃　尾海正人

2 高知縣　主事　近藤純吉　技師　近森純一

4 福岡縣　設營課長　池口凌　設營課技師　安田一郎　〃　森田實　涉外局長　森治樹

3 佐賀縣　總務部長　松田一男　外務課主事　城島隆資　〃　野田有威

6 長崎縣　建築課長　小栗治平　外務課長　濱野寛郎　外務課主事　上領丈次　建築課技師　板橋勇

土木部長　鹽塚藏　建築課長　山口惠　〃　庶務係長　木下國幸　外務課長　松下義之

熊本縣　土木部長　平野治平　特殊課長　藤田隆志

特建庶務係長　佐藤正治　〃　安課員　元孝善　榮木先

4 大分縣　囑託　後藤次郎　〃　庄野武彥　技師　木寺五郎　技師　森正

5 宮崎縣　外務課長主事　柚木崎哲夫　〃　金丸末吉　〃　高野精一　〃　師間清

囑託　折田一

2 鹿兒島縣　建築課長　藤田令二　〃　主事　江田哲

特別調達廳

含航空保安廳

合計　一七七名

連合軍關係設營業務主務部長會議における指示並説明事項

調整局長　一、SPBと地方廳との業務の限界に關する件

附　航空保安部及連絡調整局との限界

二、建設院とSPBとの業務の限界に關する件

三、九月一日以降竣工した工事の工事費支拂要領

庶務部長　一、地方廳補助職員及び雜費支辨職員の處置に關する件

二、工事雜費及び渉外雜費の處理に關する件

經理局長　一、調達關係豫算の編成、要求及令達について

二、連合軍設營關係工事調査月報に關する件

三、法律第一七一號の施行に關して

契約局長　一、契約業務概要について

技術局長　一、設計業務運營に關する件

二、積算並評價業務に關する件

促進局長　一、工事促進業務について

（主として「連合軍建設工事監督監視要綱」―建設院―との關係事項）

事業局長　一、事業局關係地方廳委任業務に關する件

附　事業局機構並事務分掌に關する件

調査局長指示並説明要旨（案）

次

一、序
二、特別調査隊と地方廳との業務の限界
三、特別調査隊と航空保安部との業務の限界
四、特別調査隊と憲兵調査事務局との関係
五、捜査院と特別調査隊との業務の限界
六、連合軍設営工事費の査定事務の所管区分
七、未年度の見通

国立公文書館
National Archives of Japan

序

特別調達廳は客年十二月五日の閣議決定により連合軍調達業務の一切を挙げて支那方面に於ける責任官廳たるべきことを確認せられ、[illegible]大臣、[illegible]諸官廳に対し調達業務を引継ぐべきことを指示し、[illegible]年一月一日より決戦戦争遂行に必要なる[illegible]業務全般を特別調達廳に引継ぐべきことを決定した。

次いで特別調達廳は調達業務に関する「主務廳」としての[illegible]である。

然るに一方本来初頭建設院の発足と伴い同院は連合軍設営工事の施行、並に業務視察業務を行うこととなつた（建設院設置法第九條）。而して調達廳と建設院との関係に於て部外者に解り難い点が生じたことは[illegible]

[illegible]特別調達廳特に各支局は発足以来日浅く且その責任の重大に比べ人員、予算等の整備充実未だ十全を期し得ない今日の実情に於ては[illegible]

のでこの機会に該当部分を[illegible]

[illegible]

二、特別調達廳と地方廳との業務の限界

特別調達廳所管事務中地方廳に委ねうるものに関しては各年十二月三十一日付各地方廳宛[illegible]地方長官在業者に関する件）により現に御承知の通り（一）小工事、建造物、施設、住宅の維持管理業務（但し京都府は特別として除く）直傭労務事務等は一括して各都道府縣に委任し得るよう特別調達廳の方針を定め（二）これら委任業務の処理方針も相当明瞭に示し（三）特に史蹟事務と関しては契約者たる政府機関がその契約に関する文部省であろ旧本来則を明確化して置いた。この方針に基き各地方に於ては地方の実情に鑑みて又各地方廳の領意を制肘しない範囲に於て前述の原則に抵触しない限りにおいて具体的方針を定めたい。

(二)不動産接收後の関係業務もろの取扱を厚生庁に委任

国立公文書館
National Archives of Japan

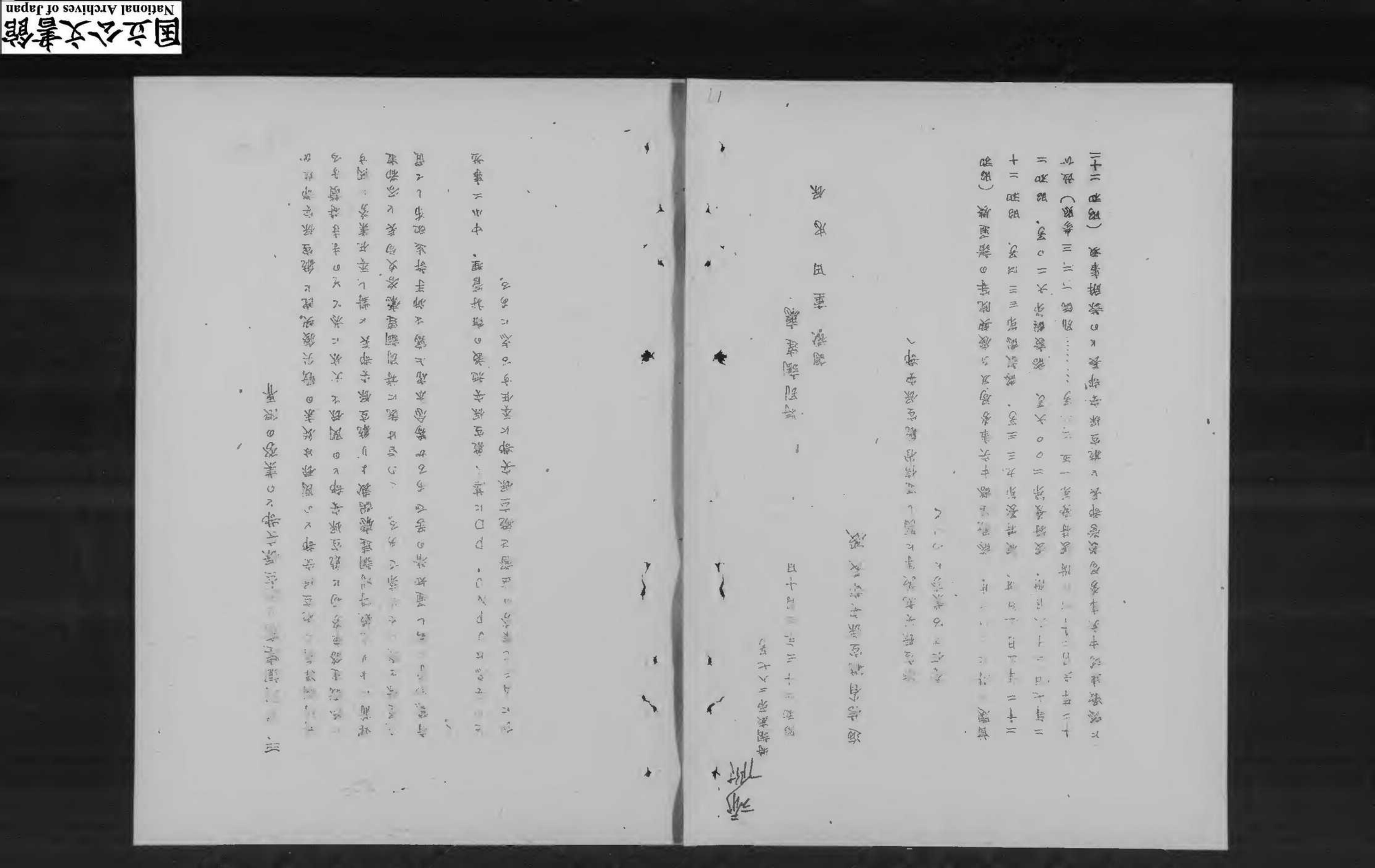

特別法律案

昭和二十三年四月十日

本院提出

海運業再建整備臨時措置法案

海運業再建整備臨時措置法案

海運業再建整備臨時措置法案

第十一条二十日閣議決定第七〇五号別紙（西参照）等の内務鐵道務中央事務局設置部長、運輸省特別建設局長にあるを特別調達廳設置に、又鐵道務中央事務局、及び運輸省等の文字を夫々特別調達廳に読み換へて左記事務を委任する。

進駐軍用施設等建設に当り特別調達廳（以下単に「特別調達廳」と略称する）は貴部に依頼し業者の選定に当つては貴部と協議することとする。

記

一、航空保安施設（航空通信、航空気象設備等、航空照明）及び離着陸施設（滑走路、誘導路、エプロン、ショルダー、支生地帯、アプローチゾーン等）に関する全国に於ける航空保安施設関係AFC事務の監督

二、全国に於ける航空保安施設関係JPNOの諸許管理、小、中工事

三、その他特別調達廳、[illegible]よりとの都度依頼する

四、基本契約に関する業務[illegible]方針は昭和十二月廿一日附特別調達廳

[illegible]施設及諸事務に関する[illegible]の趣旨に依る

五、尚運輸院[illegible]管理関係業務に関しては同院より現地通牒ある筈。

四、特別調達廳と建設業務に関する[illegible]

(一) 特別調達廳と運輸調整中央事務局との業務上の関係

これは前述[illegible]によつて明らかなるが運輸調整事務局は連合軍最高司令部との連絡並びにこれに伴う諸政府機関の事務の調整を責任[illegible]している関係上特別調達廳より連合軍総司令部充提出文書に

既し連絡調整事務を進ずべきものとして明かに区分する要があり、この為両者間にだのめきり解せ有してあるから御承知置き度い。

連絡軍司令部公文書の授受に関する了解

「連絡調整班と行政調達廠とは進駐軍関係公文書の授受に関し特別調達廠の担当する業務の特殊性及迅速処理を要する点等を考慮し二月二〇日より左記要領に依り直接授受することの了解に到達した。

本件進駐軍関係公文書とは総司令部、陸軍司令部より正式に発せられた文書を云う

記

一、進駐軍関係公文書の授受

A、特別調達廠と直接授受するもの

イ、プロキュアメント・ディマンド（調達要求書）

ロ、インボイス（送荷資材明細書）

ハ、エリアエンジニアリングスケッチ（軍事予算書）

ニ、ORDER（ORDERSEAT）

ホ、その他業務に関する特別調達廠渉際補書に対する回答

B、特別調達廠が連絡班を通じ受領するもの

イ、要望、意見、その他に関する一般的指令

ロ、その他特別調達廠の職務に関する業務に関連する指令、指示、要求

二、進駐軍司令部公文書へ答え

A、特別調達廠が直接発送するもの

イ、[illegible]に関する回答

ロ、[illegible]関する資料書の送付

ハ、特別調達庁が連絡調整局を通じ送付するもの

イの(ロ)の(イ)に関する回答

(二) 特別調達庁と土川社長役員連絡調整事務局との関係

特別調達庁に特に述べる必要があるか土川社長が役員連絡調整局の

局長の関係にある

この点に関する限り特別調達庁は従来同様沿革管理業務（土川

事務局は本来直轄方式事務）の責任を負担し飛つて大蔵本省としては

両事務局の長を兼任事務上の責任に関する責任丈出向とせられてゐ

る。

但し両事務局がこの連絡業務を担当するかは連絡調整事務局として

は本[illegible]の問題[illegible]

[illegible]

特別調達庁の業務に[illegible]

[illegible]

五、[illegible]

[illegible]

建設院は復興工事実施の監督の業務を地方廳として担当せしめ居るに反して中央地方ともこの関係は理論上は明瞭に定まつてゐるものであるが、然るに所謂「現場監督業務」と特別調達廳の行う工事促進業務との間には実際上区別し難い面もあり、ともすれば重複に予算等の関係上混淆を来すおそれがあり、此の際両者の関係を詳細に整理する必要を認めたので建設院と特別調達廳と協議の結果連合軍建設工事監督業務要綱を定められた。依つて分掌はこの要綱により長官の指揮監督に当り適切なる指示の線により長官の指揮監督に当り適切なる指示の線により長官の指揮監督に当り適切なる指示の線

国立公文書館
National Archives of Japan

めくれず

支那問題ハ帝国ニ重大ナル関係ヲ有スルノミナラズ東亜ノ安定ニ基礎ヲ与フルモノトシテ極重大ニシテ尽クシ難キ所ナリ而シテ支那ニ於ケル諸国ノ関係ハ理論上ハ明瞭ナル定ヲツクルコトヲ以テ方ルモノニ

七、本年度の見透

(一) 調達部本物件の処理に関する件

調達部関係物件（商品資材）の処理を担当すべき主務庁が何れの官廳であるかは終末清算を行かつその所管廳となることに内閣書記官長関係諸官廳（大蔵省、文部）とも系統的諒解に達している。本業務は物件の受領、回収作成、保管、再活用、場所及び不要廃分等を一應為し得るものであつて来年度以降に於ける本業務量の増加は想像へ難くないところであるので本件廃棄の手續法に関する創設整備に目下苛酷努力中である。追て決定次第正式に御通知致しそいが不取敢御参考迄に御知らせして置く。

(二) 賠償施設撤去作業契約について

先般総司令部経済科学局長一ヶ月以内撤去完了の旨公式文書により賠償施設撤去作業（解体、梱包、輸送、保管）に関する契約は将来特別調達廳をして斡旋せしむべき旨示唆せられ従て賠償廳その他関係官廳と本件に関し具体案協議中であり特別調達業務と並んでこの業務をも本廳が担当すべきものと豫想致しているが、若し如何なる権限如何なる業務を主務庁に持つに至るかは目下の処未定である。

(三) その他

従来特別調達廳業務は主務大臣の指定によつて行はれるが冒頭に述べた通り調達廳自体が調達業務の主務廳となつた為に於ては従来の如き「業務指定」の形式を受しないものと当廳では解釈致して居る。

[illegible]に於て主務大臣並に[illegible]本の系統の[illegible]
[illegible]の下にあり、[illegible]成事業計画等の提出を義務的に規定されて
[illegible]、分会は本庁自身が主務廳の立場に立ち調達業務上の各種計画
を策定致し国の物資需給計画なり予算編成方針なり人員[illegible]南正配置に
りて意見すべきものであると考える。
[illegible]第十二条[illegible]公布の法律第一一一号（不正受渡防止法）は調達
業務全般に重大な関係を有するものであつて本件に関しては経理局長
の説明に譲るがその施行の状況には当廳として最も関心を持つている
次第である。
以上を以て本廳の基本的性格、諸官廳との業務の限界並に将来豫想せ
られる新規重要業務等の大要を説明したのであるが、尚重く調達制度、
手續の何等の改善等をも予想せられるに於ては、本廳業務の特殊性を
十分認識せられると共に当廳責任は[illegible]重且大を加えつゝある次第で

あるから今後とも一層の御協力を御願するものである。

国立公文書館
National Archives of Japan

庶務部長指示並説明事項要旨

（昭二三、三、二九）

一、地方庶務補助職員及び雇員及び雇員の処置に関する件

特別調達庶務機構の整備に伴いその執行業務の限界を漸く明確にし得るようにまつたにて特に都道府県との間の業務区分の確定に従い従来戦災復興院系統で各地方庶務に配置してあつた特別建設関係の補助職員及び工事雇員及び雇員に係る職員の配置転換を実施すべき所期となつたのいとは先般来厚生院との間でもすでに処置につき協議を重ねて来たが此の程成案を得たので大蔵省に対しその予算措置を要求しその一部は実現

し他は市町村の負担である。

先づ調査費については国の予算が暫定予算として前年度踏襲の建前となつてゐるので概ね前年度と同一程度の補助費算と工事雑費を都道府県に配賦するが右予算に所属する職員は四月中に於ては農政院と特別調達廳の両者の系統の業務を適宜実施せしめうるやう。尚特別調達廳支局の機構整備と現員若干の進歩に伴い同支局の要請があるときは同支局所在地道府県に於ては右職員の約四割は支局業務の施行に協力せしめうるやう。

右の四割の比率は特別調達廳と農政院との間の協議に付大蔵省の承認した、補助及雑費職員の両廳間の四分比率の特別調達廳分であつて五

月以降の措置についても概ねその率が適用せらるる。

五月以降の措置については改めて各都道府県別に明確な数字を示してその解決を求めることとなるが補助職員についても雑費支弁職員についても各道府県に於て割が特別調達廳関係の業務を担当するものとしてその内本廳及支所所在地都道府県に於てはその四割の内或る程度が特別調達廳本廳又は支局に移管されることとなる見込である。

尚此の点に付ては補助職員の移管は一応確定し雑費支弁職員の移管は大蔵当局と引続き折衝中であることを申し添える。

右の補助職員の特別調達廳移管に当つては既に都道府県からその廳に参分を保留しつゝ特別調達廳に参加していた所謂併任吏員の身分

問題と次に[illegible]の疑問点に解決するため幹事及幹事又は書記に於て特別調査機関[illegible]人の定員を増加することとなつたから多分官吏員等の身分を特に考慮する必要のある者については倫理講師官又は教官としてその職務の比較的容易なるものは参事又は主事其の他の政府職員として務管を別ることとなる。

二、三事件費及び渉外費の処理に関する件

口、議

国立公文書館
National Archives of Japan

三 法律第八十一号の施行について

二 建物建築等の制限令の廃止について

一 補償金額算定の基準について

（昭和二二・三・二六）

（安藤）

一、調達関係　予算の編成、要求及令達について

従前連合軍関係救護業務は、罹災復興院及総司令部連絡部が主務庁として、その業務の一部を委任して来たのであるが、本年一月一日より、特別調達廳が之れを一元的に吸収して主務廳となつたので、特別調達廳より改めて都道府県知事に業務の一部を委任せられたのである。（昭和二十二年十二月三十一日付特調廳長官九号通牒参照）その委任を受けた業務の遂行上必要な予算の編成、要求及令達については、次の諸点を留意せられたい。

(1) 特別調達廳より知事が委任を受けた業務（後で知事が契約したもの）の予算については、予め予算要求書を直接当廳経理局予算課に持参提出し、特別調達廳の查定を受けた上、その副申を付けて大蔵省に提出すること。（尚予算要求の際は更めに送附すること。）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(二) [illegible]事務の迅速処理に[illegible]寄与するのである

[illegible]以の数字のように[illegible]月[illegible]日[illegible]ニ[illegible]ト少数より[illegible]説明を求められるような状況であるから、誤謬の絶無[illegible]

(三) 全部合計欄よりなければ集計が出来ないのであるから一部でも期限[illegible]ることのないよう責任を以て提出せられたい。

(四) 各[illegible]よりの所定の様式数が[illegible]部数は必ず調整しておいてほしい。

[illegible]現在月数の内訳表を添付せずに[illegible]表紙だけをつけてある向[illegible]から、必ず内訳表を添付すること。

(五) 調査員数には調査主管の官職、氏名、故調査を必要とするのであるから必ず記入してほしい。

三、法律第一七一号の施行について

去る[illegible]月十二日付連合国最高司令官覚書第一七七五号「政府経費の節減に[illegible]いての覚書に基き、政府自らの所及び交出において公務員守の閣議決定に基いてであるが、去る[illegible]月十二日法律第一七一号「政府に対する[illegible]手続、[illegible]よる[illegible]法律」が公布され十[illegible]日から施行されたが、

本法の趣旨とする点は、政府機[illegible]公務員守により流通秩序を確立し[illegible]整理[illegible]することにある。

[illegible]の内容は極めて簡解であり、且つ法上多少難点もあるが各位に於[illegible]、本法の趣旨とする処を勘考して厳正にこれを実施することと[illegible]ると共に、関係部課職員をして十分これが研究を為さしめ[illegible]関係業者にも周知徹底せしめ本法実施のため支障が行滞、遺[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

十

出

海軍の兵

する見解は海軍の

の発表を外務大臣

についてのルー

ルの発表とする

ものとしたい

の部分について

は本法適用の

有無と解し本法適用

の部分については

本法の適用を受け

ざるの分につい

て

本法の実施

に

当

り

ては

三

回

に

亘

り

三

日

に

わ

たつ

て

本

法

の

実

施

を

終

了

す

る

に

至

つ

た

が

い

ま

こ

こ

に

本

法

の

実

施

に

関

し

て

の

概

況

を

述

べ

る

と

次

の

如

し

。

契約関係指示並説明事項（要旨）

契約業務概要について

国立公文書館
National Archives of Japan

一、連合軍設営工事の請負契約について

連合軍設営工事は昭和二十三年二月二十一日附特調底第七十四号、連合軍設営工事請負契約締結に関する件通牒別冊三で定めた連合軍設営工事入札並びに契約要綱に基いて原則として指名競争契約の方法によることとした

(一) 入札者の選定については連合軍設営工事入札指名者選定方針（前記通牒別冊一）により資格調査書類に基いて連合軍設営工事施行有資格請負業者名簿を本年八月軍政部の承認を得て作製して置いて、各々具体的工事が要求された場合には前掲の連合軍設営工事入札指名者選定方針に基いて前記名簿の中から適当と認める者を選定することにしたのであるが、一件工事の概計金額五〇万円未満のもの

については支局長又は都道府県知事が独自に選定し五〇〇万円以上のものについては本庁に内議して本庁において選定する。

唯工事の種類等によっては五〇〇万円未満のものでも本庁に内議して本庁において選定することがある。

殊に特に説明して置きたいのは業者選定に対する調達受領官の承認取付けのためのMGP66に関してである。

従来PDが命令によって業者の選定、数量価格の決定、入札執行等の日本側として一連の活動を開始することに当って居ったためであるが、今後は数量工事について正式PDに発令される前に米第八軍軍政部調達課から トラフト レター アウト (Draft letter out) により指示される場合もあるので、この場合は十分日本側に業者の選定、数量価格の決定、

入札の執行等を実施して具体的工事の請負業者を決定しPDから発令されるのを待つこととなった。

MGP66についてはPDにより要求せられる場合は勿論のことドラフト、レーアウトにより要求された場合にも入札執行前に予め入札指名者について通告し調達受領官レーニングオフイサー)の承認を受けなければならないことになって居るので別途定めた連合軍設営工事の業者選定及び入札に関する手続に関する件(前掲通牒別冊二)によってMGP66に所要事項を記入して調達受領官に提出してその承認を求めなければならないのである。併し業者の選定は飽迄も日本側の責任において定めなければならないのであるから支局長又は県知事が独自に選定する場合も自己の責任において選定し本庁に内

弱して送定する場合にあつても本庁の送定した者即ち日本側としく最後的に送定した者でないと測量設計と所謂一承認を得る様に別められたいのである。

(二) 隊定価格の決定については設計金額を基礎として適者清算致い業界の動向を参酌して定め、最低限界価格は設りないことにした、但通常の場合には設計金額をこえて定額を価格としてねるのである。尚一十二番以外金額に関する満かものについては支局長又は聯知事において決定した。

しかし本庁のものについては本庁に内議して本庁において決定する。

七工事の種類については本庁に内議さしめることがある。

三 落札者の決定については本庁八軍事政部又は現地軍政部の同意を求める関係上落札予定者とし、特別の事情のない限り落札予定者を以て落札者とすることにした、通常は落札通知を出しこれに対し二十四時間内に何等の通告のない場合は同意があつたものとして処理してゐる。

(四) 契約の締結は落札者が決定したときは契約を締結し、別途定めた工事請負契約書例（前掲通牒別興五）に準じて契約書を作製されたい。契約の相手方は工事金額の如何に拘らず支局長又は県知事が当ることに行つて居る。

契約業務について二以上の支局に亘る等特別の事情があるときは本庁の契約業務とする場合がある。

(五) 支局又は地方庁において入札並びに契約を締結した場合には前掲

の連合軍設営工事の入札並びに契約要綱に基き遅滞なく報告せられたい。

(六) 調達要求書がJP-NOで発せられるものについての小工事は略約二十二年十二月二十一日総特調就発れた第地方庁委任業務に関する件で一応定まっているが業者の決定については第八軍司令部に連絡報告する必要上必ず本庁に内議その同意を得て決定されたい。又個々のワークオーダーによる工事にして概算五〇万円以上に上るものは一方工事に着手すると共に本庁に速報されたい、五〇万円未満については一ヶ月分を取纏め報告されたい。

(七) 尚一言附言したいことは受注者が契約担当者として実際に所掌することになった場合においても契約担当者として契

約を締結した工事について設計変更、追加工事(施行停止による代執行)又は契約を解除する場合或は契約を解除した場合において夫等に関する契約を所轄が適当するかの問題である、勿論本庁又は支局が施行部隊長が工事の契約したものを他物約に承継する場合は問題はないかであるが本庁又は支局が新しい契約のみを担当した場合に生ずるのである。

詳細については後刻通牒する予定であるが通常の設計変更、原契約に追加して契約することが適当と考えられるものは施行停止に伴う代執行契約の場合に所轄の契約担当者、例えば都道府県知事に処理して貰さるべき筈の場合、例えば工事として別個の契約とする方が宜しいと考へられるもの、原設計が根本的に変更を来した場合に

は原則としては支局が当るべきであるが、支局と地方庁で協議して
その担当者を定められたい。

一、需品調達の手続

連合軍軍政部より各部隊よりの要求を綜合取捨選擇の上
"Requirement of Supply Corps" の形で調達庁へ正式に需品
調達の要請があった
調達庁は右要求入手次第資材を商工省と打合せの上調達可能
ものに就ては入札見積合せ其の他の方法により製造家(メーカー)を決定し此の

旨MOP 33様式により軍政部へ報告する
軍政部は右MOP 33を入手次第直ちにP、Oを発行するP、Oを入手すれば、
(2) 調達庁は此文書を発行し業者より見積書を徴し契約を締結する
(3) 商工省は生産指示をする
今後此文書はP、Oを入手前迄に製造家決定次第P、Oの発行により有効
となる條件の下に之を発行し製造準備を為し得る様措置
することとする、需品調達は右の如き手続によるのみなら ず次の如き
理由により更に右の如く迅速に見て本庁で行ふこととした。
(一) 一切の調達要求書に対する資材の裏付の拒否決定は現在商工省の
所管行政であり従つて地方商工局には一切其の権限を委ねられてゐ
ない現状である特に最近の資材需給状況は資材裏付の更迭し樹立こ

幾多の困難を與へてゐる

(二) 受註者の選定に當つては商工省が生産責任を負つてゐる関係上其庁単独にては受註者を選定し得ず市に或いは推薦まで発註予定者と商工省が生産責任を持ち得る生産者とが合致することを要求される ので使つて競争入札制への過渡期なれば場合ごとに常に入札條件入札方法等に関し緊密な連絡をとり執行してゐる

(三) 需品の規格明細書の使用物内容には幾多の疑義を生ずる様な簡単なものが多いため受註者選定の前提となる「Specification」の解明には本省商工省官吏が入札前選定要求官又は発注官と連絡をとつてゐるが制度早急に解決の困難なものかすくなからずある

(四) 競争入札又は見積合により受註者を選定する場合合計法規しか

予定価格を算出大きなければならないが統制額のないものに対しては之が市場に多いし物価庁其他物資別担当庁と協議の上最も妥当と思はれる予定価格を算出致しておかねばならない

(五) 需品×ヶ所は二、一ヶ所分を除いては殆んど全国的に散在して居り之が工場分散に地方商工省を通じ商工本省が握つてゐる此が商工省の生産行政と改み合せるためには万事本庁に於て受註者が選定することが至便である

商契約に付て本庁に於ては進駐軍関係需品入札及契約要綱を策定実施中であるが支局においては新規発行P、D（JPNZ）に準じ当分が間、人、家具、ス、陶磁器、う、陶器、ム、バルブ、ら、其他地方契約を便とするものに付て契約手続を担当処理して欲さたい、又地方庁

においては特に厳重指示したるものについ、調査し、誤きない。

鋼品契約を要するものの大半は従来東京たゞ一契約手続をして来たが、

であるが製造家としても支店長は代理店として右事務手続を被はしめ

ている関係上本庁契約を便利とするからである。

資材の入手等に関しても尚工廠当局と絶縁造家は不便な事が要が多り

従って東京と地方製造家との連絡は十二分についてゆく必要である、

但し家具、陶器、陶器類、バルブの四種類は地方契約を便宜とするか

ら各支局にお願いする次第である。

七、

被務契約について、

被務契約の一般方針、業者選定方針、契約の手続等各庁支局並びに地方

庁との間における業務の限界等については特別通達方被務契約要綱要

八に昭和二十二年十二月二十一日付特調庶発第九号地方庁委任業務に

関する件によって定めたこの中に注意を要する点を左記に述べるから

尚被務契約の特殊性のため小時に注意を要する点を左記に述べるから

之によって業務の運営に遺漏なきようにされたい。

一、業者の選定について

被務の甲、乙は事前に予告の行く実発的なものが大部分であるから

調査要領による予選を行う種類の被務について綿密に実施し、さ

らに必要がある。

(二) 随意契約について

役務のP、D、はP、D、両だけでは其の要求内容が不確定かもしかが名いが、それだけ、役務内容不確定として随意契約とすることなく時日の余裕がある場合は飽くまでP、Dを発行軍政部又はP、Dに記載の「レシーピイング オフイサール」と連絡し要求内容を明かにしてゆき実施するよう致されたい

又業者の選定についてはあくまで合理的であることを旨とし広く門戸を開放して最適任者を選定することとされたい。

(三) 契約書の作成について

役務契約はそれ内容が複雑であり、又実情相乗契約によらねばならぬことが多いが、契約書は出来得る限り細密に作成し疑義の起る余地の少い様に

地の少い様にされたい。特に施設及び資材の供給源並に役務施行範囲の限界等については P、D、と「レシーピング オフイサール」の要求が一致しない場合がままあるが、これ等契約締結当初に明確にP、D、のアメンドを必要とするものは之の処理には関係の向に連絡され度いい。

(四) 支局の折衝契約について

本件に対しては契約要綱に述べてある通りであるが、差当り支局長は之の権限を域内にのみ施行される役務の契約を總べて専管せられたいい。

但し支局長に於て本庁契約とする方が適当であると考へられるものについては当分の間特に重要な役務の場合又は諸員業者が支局所在

道府県内にある場合で支局が直接促進を計い得る成勝の場合の他は地方庁に契約を委任されたい。

四、不動産の接収並びに買上げ決戦緊急の場合

不動産接収関係事務に関しては第一に文部所在道府県区域内に於ける一切の業務は現地庁の(一)、接収計画の協力、(二)、評価技術の協力、(三)、移転先の斡旋、(四)、調査上の協力を得て支局が直接之を実施すること。第二に支局管轄区域内に所在道府県以外の各県における不動産接収に伴う通常の業務は従来のとおり関係特別調達庁総務

の内当該県知事に其の業務実施を委任し支局は本庁の方針に基づき連絡統制を計ること。

第一の方針により支局の直接実施する支局所在道府県内の業務の制約については十二月十五日以降毎年発表されて来た新規の不動産関連要求及び、その処理並に不動産接収に伴う各種業務は一切本庁の方針によつて支局に於て処理して戴きたい。

第二の方針により県知事に対し総括より委任する業務は

(一) 不動産接収に伴う調査、連絡、斡旋

(二) 接収不動産の管理評価

(三) 接収不動産の賃貸借及び一部時売

(四) 不動産の接収に伴う移転補償、地上物件補償

五、不動産接収解除に伴ふ版図事項の処理

まづ第一に支局はこれら委任業務について支局管轄区域内の業務調査報告の資料、本庁との連絡を願いたい。

次に管轄区域内支局所在地以外の各県について支局に於いて直接実施を要する業務としては將来政府の方針決定により当然処理を要する問題であつて

(一)、接収に伴う通常生ずべき諸表簿、地上権、地役権、又は入　通り

補償

(二)　接収不動産の買上げ

(三)　接収解除に伴つて生ずる補償

等であるる。

これについては地方によつては既に問題の発生しつゝあるところもあり、と察せられるつゝあるが、現在迄に調査の結果分明の状態ではなく、しかし、ひ、に於ても各県に対し其の調査報告を依頼しつゝあるりこれらが未だ充分でない。

將来政府が基準方針を審議決定するに当つてこれが実態調査を必要とする関係上支局は之に関しこれは直接の業務として所管地方庁と充分連絡の上既に発生せる案件については関係局より詳細調査引継を願いり後の発生事項については確実なる調査をして実態を充分整理願いたい。

尚最後に昭和二十二年法律第一七一号「政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律」に関して一言したい。この法律が定れ然るにより、物の購入契約を除く外、工事の完成、物の生産、その他の役務の給付に関する契約による給付者は契約成立後三十日以内に見積内訳書を提出することになつてゐる。又財則第四條によつて物の購入契約を除く外、工事が完成、物が生産、其の他役務が給付に関する契約ごとの為、本規程の際未だ履行を完了してゐないものについては別定される様の見積内訳書を提出しなければならないであるが、本省の趣旨が給付者に徹底してゐないために、本提出の者が多いのこれに指導を願いたい。尚工事については仮本提出しこれつた工事費内訳明細書は本法の見積内訳書を以て代へることにした受注者等が行はれた場合にも此の見積内

訳書を提出願いたいのである。

見積内訳書の様式については法第第一条に関する会計省令第五号第一條によつて定まつてゐる工事についてはその第二條に基いて大蔵大臣と協議して定めることになつてゐるが協議が整うまでは前述の会計省令の様式によられたい。

露光量違いにより重複撮影

国立公文書館
National Archives of Japan

尚最後に昭和二十二年太律第一〇一号政府に対する不正手段による受
[illegible]
仲裁決の防止等に関する法律[illegible]
により、物の購入契約を除く外[illegible]
[illegible]に関する契約[illegible]
と提出すること[illegible]
[illegible]、工事の完成[illegible]
申込者の氏名[illegible]
内訳書を提出し[illegible]
[illegible]
内工事[illegible]
[illegible]

六ノ九

訳書を提出願いたいのである。
更に内訳書の様式については法律第一〇一号第一条に関する会同省令第五号第
一條によつて定まつてゐる工事についてはその第二條に基いて大蔵大臣
と協議して定めることになつてゐるが協議が整うまでは前述の会同省令
の様式によられたい。

露光量違いにより重複撮影

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

技術局関係指示並説明事項（要旨）

（昭和二三、三、二九）

一　設計業務運営に関する件

一　積算並評價業務に関する件

国立公文書館
National Archives of Japan

特別調達廳設計業務実施要領

占領軍設営工事に入札制度を導入する前提條件として昨年二月第八軍及
政部より建築設計業務の現地人に対する[illegible]
要求され、戦災復興院は直ちにこの業務を全国的に組織する新林産団体
を設立する準備を進める一方、暫定的には各建築設計事務所又は調査業
者を動員して、この要求を満足した次第である。
本業務は第軍に云へば占領軍現地部隊に兵舎、宿舎入札図等すべて
の工事を実施するのは第八軍司令官乃至連合軍最高司令官の許可を必要
とするがその為には必要な技術的資料の調製を担当する任務であつて
の資料がそのまゝ入札図としての設計資料となるのである。けだし業入
軍々政部も占領軍工事の入札が完全に行はれるためにも又その工事の許
否に日本政府の意向を反映するためにも、本業務は政府が直接実施する
か又はそれに近い体制に依らねばならぬ事を力説し可及的速かに暫定措

[illegible]ある横要塞[illegible]。然し前に述べた通りこれは設立直前に[illegible]川[illegible]庁の設置が決定されたのは[illegible]当局者によりこの業務を調査[illegible]の一つに加へ調査庁が直接実施する方針が示された。

[illegible]庁設立に際して本業務を暫定措置より外して一挙に調査庁が実施[illegible]ことが出来なかつたのは、恐らくは定員を得られなかつた事と主たる理由があるが一方当時技術者の特遇が民間に於けるのと官庁に於けるのとは[illegible]のであつたのであつて、第八軍司令部に於ても調査庁全体の重要なる発展のためには性急な切捨へを要求しなかつたが最初の意向は[illegible]ない。従つて極力定員の増加を計る一方給与の[illegible]職員を[illegible]沢村閣下は本業務の大綱が[illegible]を直接実施出来る職員を進めている。尚設計要求のP.D.（4月5日）は[illegible]試験費[illegible]当分続けられるべ[illegible]その報酬規程を全面的に改訂し契約[illegible]も[illegible]管地区に應じて本庁のみならず関係支局に於て契約し他の関係

地方庁[illegible]業務の遂行業務の現況の責に当つて欠く事になつたが、詳細は別途通牒によつて新承知あり度い。

P.D其他工事の命令を受領した[illegible]設計図面、仕様書等の審査については、[illegible]設計業務を直轄実施して居らるる今日に於ては、入札を完全に履行するものに限る事[illegible]意味を持つ業務であつて、資料の内容の検討　補足のみならず技術的入札条件を適当に決定する業務を時日の許す限り完全に果たして頂きたい。この処理方針については別に定めて設計審査業務処理要綱として詳細記してあるからそれについて御進め願ひたい。

国立公文書館
National Archives of Japan

委員会の[illegible]上[illegible]十三年[illegible]
[illegible]
[illegible]

は本庁に指定した規準によりて工水則量建築調査等の他技術も総つて
前述の担当である。

(三) 報告事項（月報昭和一日発送）

1. 建設工事 JPNK

(2) 新規契約（金額未定ノ契約完了ヲ待ツノ設計変更ヲ含ム）

○ 件数合計
○ 金額合計
○ 積算担当技術者延人員

(3) 繰越

○ 件数合計
○ 金額合計（前年繰越）
○ 月末人員合計
○ 月末使用資材表合計表（分上）

○ 積算担当技術者延人員

2. 継続工事、工事 JPNS

○ 月末人員合計
○ 積算金額合計（前年繰越）
○ 使用資材合計表（前年）
○ 積算担当技術者延人員

3. 役務 JPNO

前年分計

4. 評價 JPNR

(2) 買収

○ 件数合計
○ 金額合計
○ 査定者技術者延人員

(ハ)

○ 補　　償

○ 特　　定　　金　　額　　合　　計

○ 専　　門　　技　　術　　者　　数　　人　　員

(ロ)

○ 特　　定　　金　　額　　小　　計

○ 特　　定　　技　　術　　者　　数　　人　　員

(イ)

○ 橋　　梁　　工　　事

○ 橋　　梁　　上　　部　　工　　事　　費

○ 橋　　梁　　上　　部　　工　　事　　費　　小　　計

○ 橋　　梁　　上　　部　　工　　事　　費　　総　　計（合計に一致）

○ 特　　定　　技　　術　　者　　数　　人　　員

○ maintenance と operation の区別

(ロ) 国庫の負担の改訂

別紙の通り

促進爲關係指示並説明事項（要旨）

（昭和二三、三、二九）

互事促進業務について

国立公文書館
National Archives of Japan

工事促進業務に就て

一、工事促進業務とは

「工事促進」と云ふ言葉は既来の建設用語としては意識して使用されて居らず明かにSPBが設立されてから一般に使用されて来たものであり其の内容はSPBの「機能と責任」に明示されてゐる所であるが工事実施が継続と同時に行動を起し軍要領官に対する引渡業務から業者に対する資材支拂に至らすも続くものである。その細目は工事実施上の技術的指導援助、政府の他の機関の行ふ監督業務のスポイトチエック等の外資材労務輸送労需物資、資金等の獲得につき業者の顧問の如くなり親切に之を指導援助すると共に忠告をあたへる立場をとるのである。工事実施監督の面から見れば此の外に折衝「現場監督」のある訳であるが之は建設院の「連合軍建設工事監督監視要綱」並に「連合軍建設工事監督監視実施要領」（本発令）に譲り実施される予定である

従って工事促進業務は屢々工事現場を巡訪し前掲諸事項に就き工事促進上処理を要する問題があれば直接之が解決を計ると共に所管他部局へ連絡して処理して貰ふ一般

窓口業務であるとも云へる。現場に常駐して業者の施工を直接監督する業務を全然別系統とし建設院の所管業務とした事は成本の徹底をもつてしては困難な問題が生じて来る事が予想されるが之は有馬同の密接にして有機的な連繋により運用の面で協調を密なる所である

二、建設院主管地方庁の担当する工事の監督監視との関連

建設院主管地方庁の担当する業務は不当な政治性を防止する為建設院設置法第九条に基き技術的監督監視を実施すると共に現場に於ける監督監視の責に任ずるものであり現場に常駐し業者の施工を監督監視し特に法律第一七一号の見地から資材労務能率調査監督に重点を置く他当現場監督或は軍要員官との日常の連絡業務を担当する

之に伴つて一応前場工事促進業務との分界は明かな様であるがSPBのつ機能と責任とも示されてゐる通り現場に於てゐる技術的指導或は地方庁の監督業務に就ても又ポイントチエックをしなければならない立場にあるのでこの点につき業務が一部交錯する点があり明確な一線を劃する事が不可能になり一面極めて困難な問題が孕まれてゐるのであるが之は前にも述べた通り両者の緊密な連繋によつて総ゆる工事全体が順調に進捗を見る訳である

三、促進業務の委任について

当局促進業務は当初企画的に SPB 本庁並に支局に於て担当する計画であつたが其後地方事情により本庁支局所在府県以外の府県に於てはやはり諸事項につき之を地方庁に委任する考である

(イ) 資材斡旋並に物資保管業務

資材の要求は地方庁より SPB 本庁或は支局に来たり SPB は地方庁に斡旋する

物材は之を保管してゐる筈であるSPBの方面に支局と連絡する

之が為地方庁には物品出納管理を置く

(ロ) 取得部分検査並に現物検査のこと

一件毎の用途下の工事の取得部分検査並に現物検査には調達庁所管業務の見地から

之に立会する。

(六) 其他、後者為替法の改正

(一) 内閣 P、G、HQ間に事実後認 [illegible] 一手式の [illegible] 入アル [illegible] 小売本代又ハ [illegible] 付ケラレタル

(二) 内閣物資の改変

毎日手刷印の [illegible] 事 [illegible] 小 [illegible] 変ガ [illegible] 貨ガ [illegible] 到ミ [illegible] 湾ニテ [illegible] 分ケラレタル

(三) 上手に [illegible] 業務

現場の要求ニ本代又ハ [illegible] 付ケラレタル [illegible] 業務 [illegible] 用ヒ [illegible] 行ヒ [illegible] 根ニ [illegible] 関係 [illegible] 定ム

[illegible] 計ラレタル

事業ニ関係ス地方廳ハ直接ニ本省ノ指揮ヲ受ケ其事業ニ関する件

地方廳ハ直接ニ本省ノ指揮ヲ受ケ其事業ニ関する件

（五）（受領）

（三）

（受領）

（受領）

地方廳ハ直接ニ本省ノ指揮ヲ受ケ其事業ニ関する件

事業ニ関係ス

事業ニ

国立公文書館
National Archives of Japan

目次

經營部門關係

第一　管理課關係　……

一、經營管理業務一般　4

二、資材關係業務　4

三、警備消防業務　7

四、ホテル業務　12

五、船舶其他關係業務　17

第二　運輸係管課關係　……

第三　庶務書記直營課關係　……

第四　其他諸課關係　……

勞務部門關係

第一　勞務課關係　……

第二　給與課關係　……

第三　厚生課關係　……

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

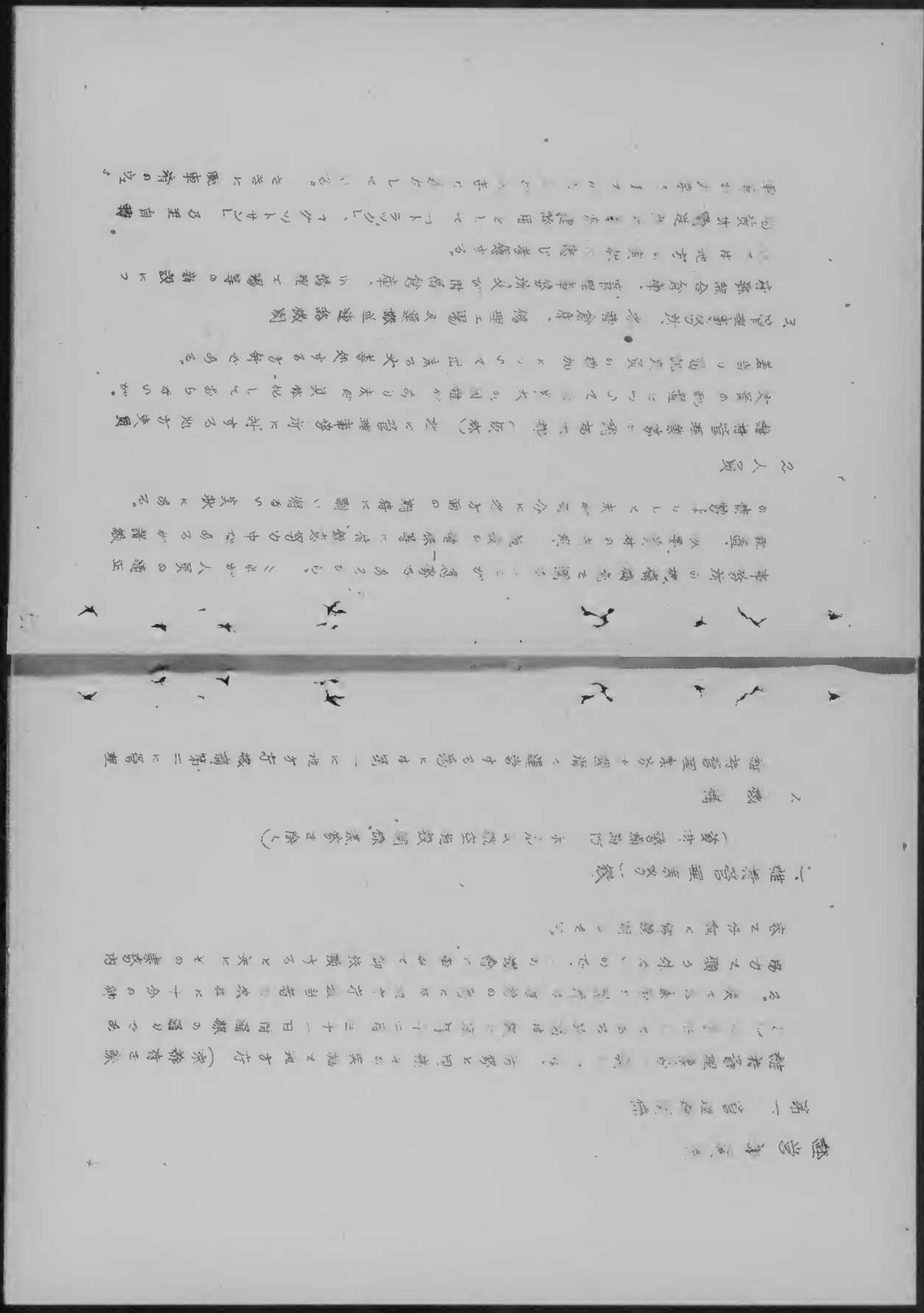

ポン、キヤリアー等方態旨に依るものである。
本庁及び支局の直営する修理工場（例、東京、横浜、京都　其等）
は夫々本庁及び支局の所在地の官舎及び家族住宅用家具並に器具類
の修理を担当するが、修理能力に余裕がある場合は近接各縣の要求
にも應ずべきものと考えている。
尚又方修理工場に於てはレリース物件の再修理、活用を図る方針で
ある。

4、「ブロック」會議

「メインテナンス」関係業務が複雑多岐で運営上特に困難が伴ふから調
達方の業務地域別に関係地方庁列席の「メインテナンス・ブロック」會議
を隨時開催する必要がある。　追て詳細は御連絡する筈。

5、業者の決定

P.C.L.（[illegible]）千点余、住宅、宿舎、ホテル食堂及び飛行場等諸
施設の建築管理に関するものの共同業者の決定は事業局に於て行う
ことになつている。

三、資材関係業務

1、補給方法

当分結構管理用資材は左の方法に依り補給される。

(1) 原則的補給方法

1 文書連又は j「ブロック」倉庫 → 地方倉庫……管理事務所倉庫
「ブロック」の範囲及びその管轄調達庁、支局は左の通り。
北海道「ブロック」……札幌支局 — 北海道一円
宮城「ブロック」……仙台支局 — 青森、秋田、岩手、山形、福島、
宮城
東京「ブロック」……東京事務所 — 茨城、千葉、栃木、山梨、〃

神奈川 ―ブロック― 横浜支局 ―神奈川
静岡 ―ブロック― 名古屋支局 ―静岡、岐阜、三重、富山、石川、愛知

京都 ―ブロック― 京都支局 ―滋賀、京都、福井
大阪 ―ブロック― 大阪支局 ―兵庫、和歌山、奈良、大阪
中国四国 ―ブロック― 広 支局 ―鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、徳島、香川、愛媛、高知

九州 ―ブロック― 福岡支局 ―九州一円

諸資材管理の現場業務を担任する地方庁に於て資材が必要となつた場合は、先づ右の部分に依り「ブロック」倉庫を管理する調達庁の本庁又は支局に對し要求されたい。この事務の担任部局は事業局（又は部）である。

現在ブロック倉庫には諸資材として補給した資材は皆無であるが、目下当方に於ては鋭意鋭と極力努力中で今月中には一部入庫する見込で来月中にはかなりのものを整備する予定である。

この資材の補給迄の緊急暫定措置としては当方に於ては建設用在庫品の一時借用或は資材譲渡官庁より應急割当を受ける、ことに努力し、各地方局場に於ては、公定價格で購入し得るものは勿論のこと

[illegible]

[illegible]

戦後諸資材用資材として直接地方庁に配分したもの及び契約成立したものの分納入せられるものの若干あるが、これら資材を先づ使用してもらうが為に「ブロック」倉庫に資材を集積するやうにと仮令ば直接地方庁に政府を保有されているが、

これは「ブロック」倉庫に引取るべきか否かに付考慮中である。

(2) 現代物資給方法

(イ) 現物調達 出来る資材は一旦「ブロック」倉庫に入れて然る後地方職倉庫に入れる二重輸送の煩を除く為めこの方法に依り補給される

中央調達 又は 中央倉庫 ⇒ 地方職倉庫 ⇒ 管理事務所倉庫

但し今回は先づ「ブロック」倉庫を整備せねばならぬ関係上一切の資材に付前項原則の補給方法に依り直接地方職配付をしない。

(ロ) 地方調達

維持管理の現業は各々その地区の地方庁に於て之を担任せられ、それが為めの必要の資材は特別調達庁に於て調達し地方庁に現物交付する事を以て原則とする。然し若地方庁に於て調達するを経済的に有利とするものは地方庁に予算を明示せしめ調達せらるるものとする。例えば砂利、砂、木材、ペンキ類は当方より就当証明書を発給する)等、雑物等がこれである。逆て特別調達庁で調達して現物を交付する品目を選定するものは、それ以外の維持管理上必要なもので地方庁に有利とするものゝ品目数量を豫測しこれが所要予算上の上申地方庁をして為せしめるよう考慮する筈。

(尚維持管理用資材中「セメント」油性「ペイント」「アルミニウム」鋳鉄管及び同種手「ワニス」は、軍技術部に於て直接「デリヴァリ」するこゝとなつてゐるから、これ等資材必要の場合は各現地管理機関より軍技術部に要求できさせる)

八 東京地区関係業務

東京地区(小湾、立川地区を含む) 維持管理用資材調達に関する業務内容は左の通り

国立公文書館
National Archives of Japan

(ハ) 東京府貧民救助ノ儀ニ付伺

東京府貧民救助ノ儀ニ付伺

今般貧民救助ノ儀ニ付テハ東京府ニ於テ別紙ノ通リ取計ヒ度ク存ジ候

変る所本年一月然運輸方に伴い警備消防の諸物業務が特別調達方に
移管され大部分、本件業務は中央に於ては特別調達庁、地方に於て
は都道府県庁が運営することとなり今日に至つている。尚特別調
達庁に於ては事業局管理課が担当する。

四、業務の実体

中央機関

指導監督、人員の配置、教養訓練の方針指示、器材の獲得、施設の確保、契約（消防トラック、被服、又器材等）
消防トラックの配置、運営
予算の編成

地方機構

地方部隊との連絡、人員の配置、
教養訓練の実施、器材の配置、施設の設置、
トラックの維持運営

八、現在の配置状況（昭和二十二年十二月末現在）

(1) 警備員現在数

一六、五〇〇名　内訳　P.Oによるもの　五、四八五名
　　官以外のもの　一一、〇三五名

(2) 消防員現在数

五、一五八名　内訳　P.Oによるもの　八七二名
　　官以外のもの　四、二八六名

(3) 消防「トラック」現在数

二〇七台　内訳　米軍八軍より配車　六九台
　　P.O、によるもの
　　公共団体所有
　　官
　　車　所、有　一三八台

三、今後の方針

今後の方針は左の通りである。

中央機構としては特別調達廳章案内に警備消防課乃至右に代るものを新設して警備消防業務の指揮監督の任に當り、地方機構に於ては地方廳渉外部に警備・消防課乃至右に代るものを新設し業務を処理する。（但しその定員は現場業務の実員数に應じて案配する）。

警備員現在数 一六、五〇〇名中P.Dによるものを除いた一一、〇三五名は警察官であるから極東軍司令官の禁止事項に基き早急にこれをシヴィリアンに切換えるべくし目下鋭意実施中である。

消防員現在数 五、一六八名中P.Dによるものを除いた四、二八六名は消防官であるが これ又極東軍司令官の禁止事項中に当然消防官も含まれるものと解し早急にシヴィリアンに切換えるべくし目下同様実施中である。警察官並に消防官のシヴィリアンへの切換えは切替時の

混乱を防止する為一挙に実施しないで教養訓練を済ませた者より逐次切換えること。

右切換えられたシヴィリアン並に現在P.Dを以てカバーされている者に對しては制服・制帽を着用せしめ、警察官並に消防官に比し遜色がないものとする。

米八軍よりの配車が増加するに伴ひ公共團体及び官有の消防ポンプは地方部隊の意向を参酌し逐次元所有者に對して返還する。

尚必要な施設（話所、車庫、出所等）並に連絡用車輌は地方の実情に應じ設置乃至配置する方針である。

四、ホテル業務

イ、管理対象

（イ）東京地区に於ては「ホテルビレッド」六（帝國ホテル他）

「クラブレスト」一八（東京會館）

(2) 東京地区を除く地方道府縣に於いては

「レストホテル」三（第八軍二二 英豪軍 八 北東軍 一）

「ホテルビレット」大五（英豪軍 二）

四、管理方式

(1) 東京地区に於いては直接管理とし、その他については道府縣を通じての間接管理とする。

(2) 昭和二十二年十一月末までは従来通り定額請負制を実施する。（同年九月以降新査定基準実施）。

新査定基準は本年一月二十三日附地方に通牒済み。

(3) 昭和二十二年十二月以降は昭和二十二年十二月十二日公布法律第百七十一号に基き実費請負方式の採用

(4) 昭和二十二年十月二十九日附米第八軍々政部MQP二三〇号に基き世帯用資材の軍官給による。

八、事業部に「ホテル」委員會を諮問機関として附属せしめ経営に萬遺憾なきを期する。

五、航空施設関係業務

航空基地の維持管理業務の機能を担当し、その業務内容としては、

イ、周辺P、Dのソース決定、

ロ、本件業務の一、施・（各府縣庁及航空保安部委任）状況の調査及指導の促進

ハ、本件業務に関する資材の総合計画及配分をなす

以上に関し特に逓信省航空保安部と当方との業務連絡の円滑化を計るものとする。管理ビル航空基地関係新規工事P.D（JPNK）に関して使用

国立公文書館 National Archives of Japan

宜上当局各部局部との連絡を計りつゝある。又近く特別調達部より航空保安部に対し依頼すべき業務の限界につき明確な連絡が発せられる筈である。

第二　運輸保管課関係

当課主管運営貨物自動車並軍需物資輸送の概況（概要資料）左の通り御参考迄に概略的詳細に述べる。

A.主要貨物自動車関係

本部所有四十五車輌を以て直接本部機能を発揮する「トラック」輸送に当る。

一、車輌　実数

イ置場所別　　東京都芝区三田三ノ一
　　西部運輸株式会社横浜市

ロ車輌全数量

復興院後生部領収貿易局交易局より譲入分、中古車　二十七車輌

計　　義車　五

現現況より移管分		計	新車	三車輌
				四十五車輌

二、燃料関係

(1) 土地敷所　東京都品川区東品川四ノ三

(2) 燃料倉庫所　東京都港区芝浦三ノ一　需品運輸KK.操車場内

(3) 石炭置場所　東京都中央区日本橋小舟町三ノ二、需品運輸KK小舟町事務所内

三、事務所所在地

東京都港区芝浦三ノ一　需品運輸振興会社操車場内

四、輸送容量（業務概況）

(1) 米軍返還物資の引取輸送（月間約六〇〇台稼動見込）

四、C.L.Oが各倉庫管理中のものにして其の仮各貯蔵場より当廠直営倉庫へ引取るための輸送（管理課所管）

(2) 維持管理用資材の緊急輸送、当分は月間約一〇〇台稼動見込）

当局管理課所管のメインテナンス資材は公資材の「プール」倉庫より要求元への輸送（近距離に対しては直接「トラック」輸送を行ひ、遠距離に対しての鉄道発送駅迄の輸送）

港本輸送は荷主相当者大する見込

(3) 工事用資材の輸送（月間約二〇〇台稼動見込）機械工事直営課所管の工事施行に必要なる諸資材の引取指定施工現場への輸送

(4) 政務部長の要求に基づく庁用品の都内輸送

（月間約五〇台稼動見込）

庁用品数の収容倉庫よりの倉替のため引取及不用家具類の直営倉庫への運送及庁内各局部課の引越輸送等

(5) 其の他関係進局よりの要求に基つく納入貨物の緊急輸送の応援

(月間所要の台数動員数)

(米軍の人物資輸送の代行機関の所要輸送目的達成の不可能となる場合に備えて供進用の要求に基き臨時應急の為輸送)

3 直営倉庫の運営

㊀資材、米軍返還物資及方用品等の收容保管倉庫として当運保課直営倉庫を設定し既に云月より其の利用を開始した。各専用倉庫下記如し。

(一)千住直営倉庫 (東京都荒川区南千住町八ノ一二)

(二)富士直営倉庫 (東京都江東区深川扇川町三ノ七)

(三)三井(佃島)直営倉庫 (東京都中央区佃島五〇)

C 其の他

(一)当課機構

所管業務の迅速且円滑なる運営のため課内に下記の三係三班を設け夫々事務分掌の責任限界を明確にした。

小松係 庶務係

日管理受渡係

小荷物係 運搬班

二事業費

上述直営事業の遂行に要する運営費月間約壹百八〇万円。(倉庫及トラック運搬費用一切)は既に大蔵省管理局財務課より支出の内諾を得ており(昭二十六年度予算)に於て各予算内容の細部を検討中

第三、建設義勇隊関係

一、設立の目的

二、所有機械一覧表

三、人員一覧表

四、事業方針

建設軍工事遂行を眼目とし余力ある場合は公共事業に貸與する方針故各方面に於て効用を計られんことを希望する。

五、現況

目下は準備時代なるが一ヶ月半の人件費運営費の承認を得て来年度は当初の方針を達する様努力する予定。

第四、芸能課関係

芸能提供について

一、各府縣にては芸能関係ヒロにつきその地方を管轄する本廳又は時調支局の指導監督の下に之を処理せられ度い。（但し京都府のみは京都支局にて直接処理する）

二、當該府縣に提供し得る芸能人あるときは部隊の希望を徴し之を提供し、若し適當のものなきときは特調支局にその派遣方要請せられたい

三、當に部隊と連絡しその要望に注意し、隨時これを支局に報告せられ度い。

四、出演する芸能人の審査採択は中央より派遣する審査員によつて一元的にこれを実施することとしてある。

從つて従来暫定的に地方自身の採択を認めたるも今後中央の審査を受けしめることとするから管下の審査を要する者につき支局を通じ審査方申請せられ度い。

五、ヒロの作成は本廳芸能課のみにて一元化し度いからこの府縣係員は直接支

国立公文書館
National Archives of Japan

[illegible]については本願法施行令につきこれを習得せられ度い。

六、義勇人員（[illegible]人員、給与）は成るべく常に部隊と連絡しその指[illegible]

[illegible]

（各部隊には本年一月一日以降訓令に基き義勇人に審査証を提示せしめ「チェック」することになつてゐる）

八、従来の実績に鑑し[illegible]庶務能率関係務簿を要求せられ度い。

第一、労務部関係

第一、労務課関係

一、連合軍関係使用人の労働條件、賃金、給與、その他の手当、解雇、退職金、福利厚生、その他労働組合活動等につき特別調査、方針樹立と関係労働組合との団体と労働協約を締結すると共にその履行について労務協議会の運営に依り隨時協議する。尚労働協約について S.P.B の下部機関（都道府県知事及その下部管理機構を含む）に通知し地方に於ける労働協約の締結等につき指導する。

二、LR に依る労務者が PB による労務者に切替つた場合の措置につきその切替措置及び解雇措置の連絡及び調整をすると共にその旨 S.P.B. の下部機関に連絡しこれを指導する。

三、連合軍関係雇用人の労務統計を定期又は臨時にこれを集計し関係方面に報告し、若しくは事務の参考とする。

四、労務管理機関の整備に付各地方を指導監督する。

五、各地方より提出申請する労務管理費（予算）の査定及び大蔵省との交渉

決定予算の内容を各地方に通達する。

六、各地方に対する賃金その他一切の給与、現物給与、福利施設、医療施設等労務管理につき監査を行う。

七、労務書理規程を制定し実施せしめその指導をなす。

第二　給與課

一、連合軍関係使用人の労務賃金の綜合的賃金の制定、改正、変更を行う。

二、地方別賃金の一部変更、改正等を行う。

三、東京都内に於ける営備労務者の賃金の査定、決定等給與事務を行う。

第三　厚生部業務

一、その所管の創設の為計画を樹立し規則草案を作成

二、地方実施に際しては その方針につき具体案を作成 しその地方実施機関に指導する。

三、労務者の身体検査を行ひ之が調査事務を行ふ。

四、労務者の特殊物資の獲保につき関係官庁と折衝し之が配給に関し地方機関に実施監査に関する事務を行う。

五、建物賠償関係労務者の災害補償に関する法規を制定し之が実施に関する事務を行う。

六、労務供出に伴り支障ある場所に宿舎を建設しその維持管理につき事務を行う。

七、失業対策に関し関係官庁並び労働組合との協議対策に関する事務を行う。

八、リクリエーションに関し関係官庁との折衝並びに之に関する施設の案に関する事務を行う。

国立公文書館
National Archives of Japan